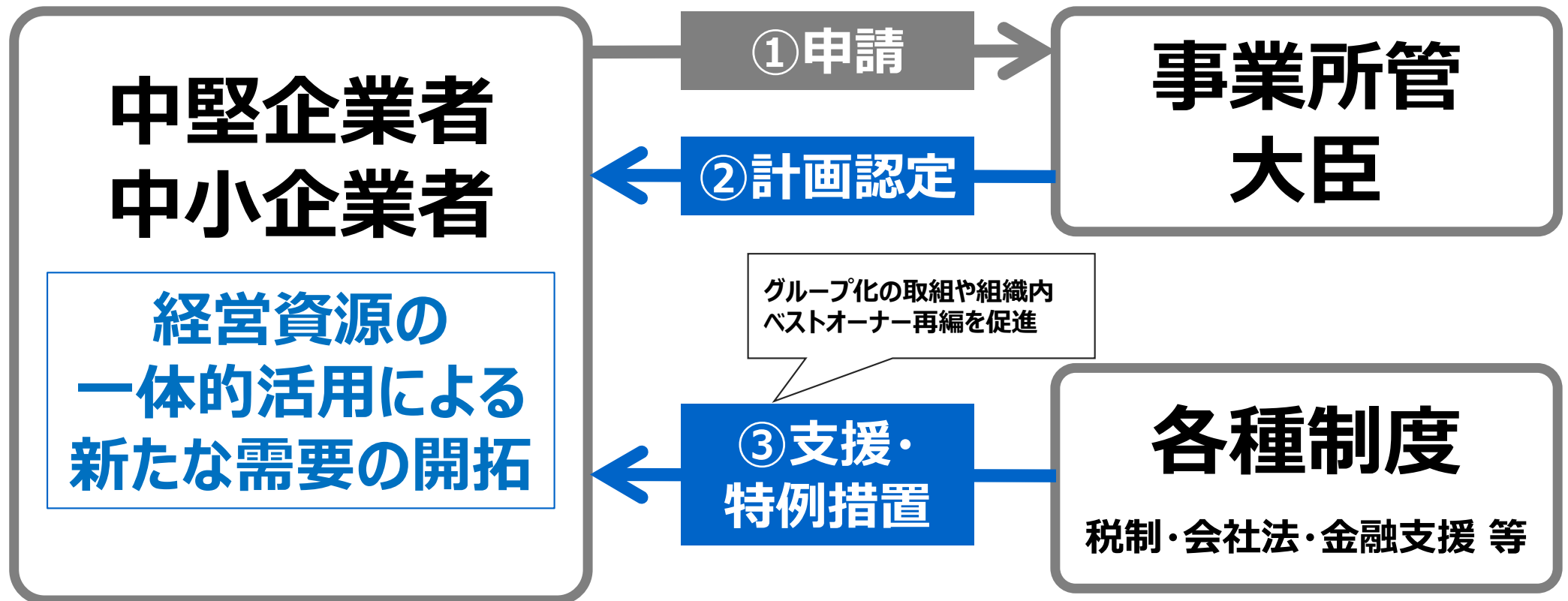


産業競争力強化法における 特別事業再編計画について

2025年3月

制度の概要

成長意欲のある中堅企業・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、親会社の強みの横展開や経営の効率化によって、グループ一体となって成長を遂げる計画を**特別事業再編計画**として認定し、**認定を受けた取組に対して、税制優遇や金融支援等の支援措置を講じる。**



アジェンダ

1. 特別事業再編計画について

2. 支援措置について

3. スケジュール等

特別事業再編（新設）について

既存の事業再編計画との違いは、主に下記の3点。

1 申請事業者の要件

中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員の数が2,000 人以下の者に限る。）

※「中堅企業者」については、今回の産競法にて定義を新設。このうち、課税の特例を受けることができるのは、「特定中堅企業者」に限る。

2 過去5年以内M&A実施要件

特別事業再編を実施する者が、計画認定を受ける前の過去5年以内において、1回以上他の事業者をM&Aしていること

※グループ内再編はカウントしない

3 グループ一体の成長を遂げる取り組み要件

計画の中で他の事業者を1回以上M&Aすることで、グループ内でのシナジー効果や親会社の強みの横展開等を通じたグループとしての成長を求める。

具体的には、売上高・従業員一人当たり付加価値額の向上を求める。

（参考）中堅企業者・中小企業者の定義

【中堅企業者】

常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人（中小企業者除く）

※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。
詳細は[こちら](#)。

【中小企業者】

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（2～4号、5号の業種を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
企業組合	-	-
協業組合	-	-
事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの ※詳細は下記参照	-	-

※政令で定める組合及び連合会は、次のとおり

- ・事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- ・酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- ・内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- ・技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第二十二項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの

特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。詳細はこちら。
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 （事業部門単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≦10倍 ②経常収入＞経常支出
雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の新購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。 ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者に導入し、経営の効率化を図ること。

(参考)『生産性の向上』要件の数値算式について

$$\text{従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

※生産性向上指標算定方法

① : 計画終了年度 - 基準年度

②③ : $\frac{\text{計画終了年度} - \text{基準年度}}{\text{基準年度}} \times 100$

$$\text{売上高} = \frac{\text{計画終了年度における売上高の値}}{\text{基準年度における売上高の値}}$$

※売上高の数値には、計画の対象となる他の事業者も含む。

※新たにM&Aする場合は、基準値に同時期の事業者の数値を加え、計算し直す。

※関係会社との間における内部取引の数値を除外したもので計算する。

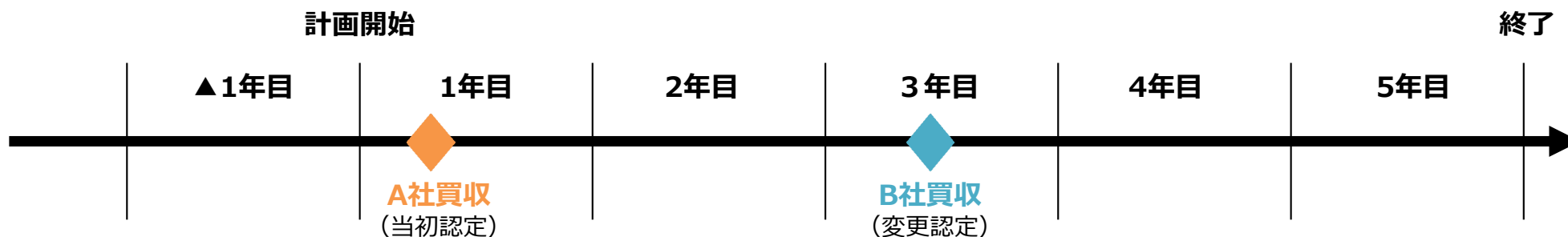
$$\text{雇用者給与等支給額} = \frac{\text{当該事業年度における雇用者給与等支給額}}{\text{前年度における雇用者給与等支給額}}$$

※当該年度の再編の対象となった事業に従事する国内雇用者に対して支払う給与を対象とする。

(参考) 成長要件等の期間の考え方

- 基準年度としては、それぞれの買収直前の確定決算の数字がある年度を指します。
- 変更認定時においては、計画内2回目の買収前事業年度の数字と従来の基準値の加重平均をとり基準値を改めることとします。

特別事業再編（計画中に新たに他社を買収する場合）における生産性・売上高の計算方法について



- ✓ 上記のケースにおいて労働生産性（9%以上目標）、売上高（1.2倍目標）の基準値、比較値は以下を基本として計算する。
- ✓ ただし、認定事業者自身の事業部門やA社・B社以外のグループ内の他社も特別事業再編のための措置を実施する場合、任意で要件の範囲内に含めることができる（下記はあくまで最低限求められる範囲を記載するもの）。

○労働生産性

- ・基準値：（A社の付加価値額【▲1年目】+ B社の付加価値額【2年目】）÷（A社の従業員数【▲1年目】+ B社の従業員数【2年目】）
- ・比較値：（A社の付加価値額【5年目】+ B社の付加価値額【5年目】）÷（A社の従業員数【5年目】+ B社の従業員数【5年目】）

○売上高

- ・基準値：A社の売上高【▲1年目】+ B社の売上高【2年目】
- ・比較値：A社の売上高【5年目】+ B社の売上高【5年目】

(参考) 関係事業者の定義について

関係事業者とは、主に以下の①～④のいずれかに該当する事業者

No.	申請事業者の 持株比率	申請事業者からの 派遣役員	その他の要件	例
①	50%以上			
②	40%以上50%未満	50%以上		
③	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	50%以上		
④	20%以上40%未満 かつ 筆頭株主	役員数筆頭占有者	申請事業者と特別事業再編計画に関する 他の事業者が共同現物出資で設立 かつ 申請事業者と特別事業再編計画に関する 他の事業者が合計で100%の株式を保有	

詳細は産業競争力強化法2条15項、同施行規則3条参照。会社法上の子会社と類似するものの、異なる概念であるので留意が必要。

アジェンダ

1. 特別事業再編計画について

2. 支援措置について

3. スケジュール等

特別事業再編計画の措置の全体像

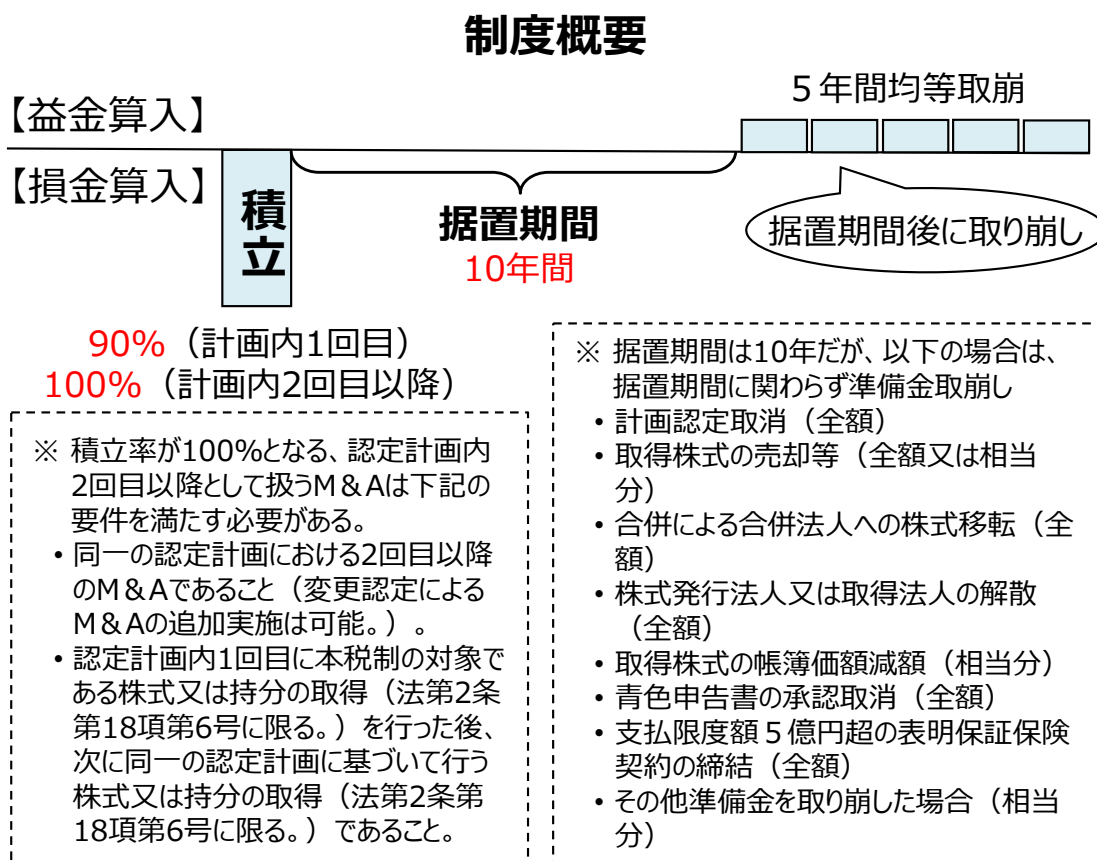
支援措置		活用可能な事業者		
税制	中堅・中小グループ化税制（中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠）	特定 中堅	中小	※課税の特例の確認を受ける必要
	登録免許税の軽減	特定 中堅	中小	※課税の特例の確認を受ける必要
	債権放棄時の資産評価損の損金算入	特定 中堅	中堅	中小
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）	特定 中堅	中堅	中小
	必要な資金の借入等に関する（独）中小企業基盤整備機構による債務保証	特定 中堅	中堅	中小
	中小企業投資育成株式会社法の特例	特定 中堅	中堅	中小
	日本政策金融公庫（中小企業事業）の融資制度による支援			中小
会社法	現物出資等の円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	株式併合の円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	株式を対価とするM&Aの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
	スピノフの円滑化	特定 中堅	中堅	中小
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意	特定 中堅	中堅	中小
独禁法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議	特定 中堅	中堅	中小

税制① 中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM & Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM & Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



- ※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件 (5頁目) に加え、下記の要件を満たすM & Aが対象。
- ・認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
 - ・認定事業者がみなし大企業でないこと。
 - ・売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
 - ・取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項各号に掲げる措置) であること。
 - ・支払限度額 5 億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。
- ※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM & Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可) 。

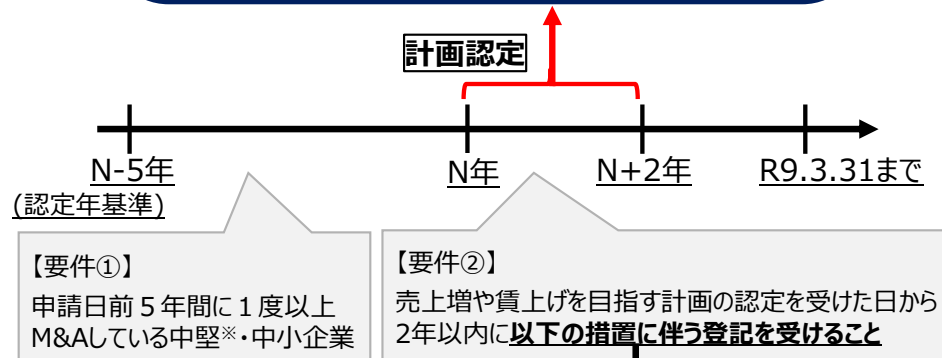
税制② 登録免許税の軽減

- 過去に合併、分割、事業若しくは資産の譲受け、又は他の会社の株式若しくは持分の取得等を行ったことがある成長志向の中堅企業や中小企業が、新たな需要の相当程度の開拓を目指して行う他の企業の吸収合併、吸収分割による承継、事業若しくは資産の譲受けを行う際に係る登録免許税を軽減。
- 特別事業再編計画の認定を受けた上で、その認定の日から2年以内に、当該認定特別事業再編計画に係る事項について登記を受ける場合に特例税率が適用可能。

【適用期限】令和9年3月31日まで

**特別事業再編計画の認定を受けた事業者が実施する
グループ化に向けたM&Aに係る登録免許税を軽減**

中堅※1・中小企業
成長志向を有し、優れた経営を行う企業



【登録免許税の軽減対象となる措置】

- A グループ外の中小企業の経営資源の集約化（吸収合併、吸収分割、事業・資産の譲受）
- B グループ外の中小企業の子会社化後、当該企業にかかるグループ内の事業再編（吸収合併、吸収分割、事業・資産の譲受）

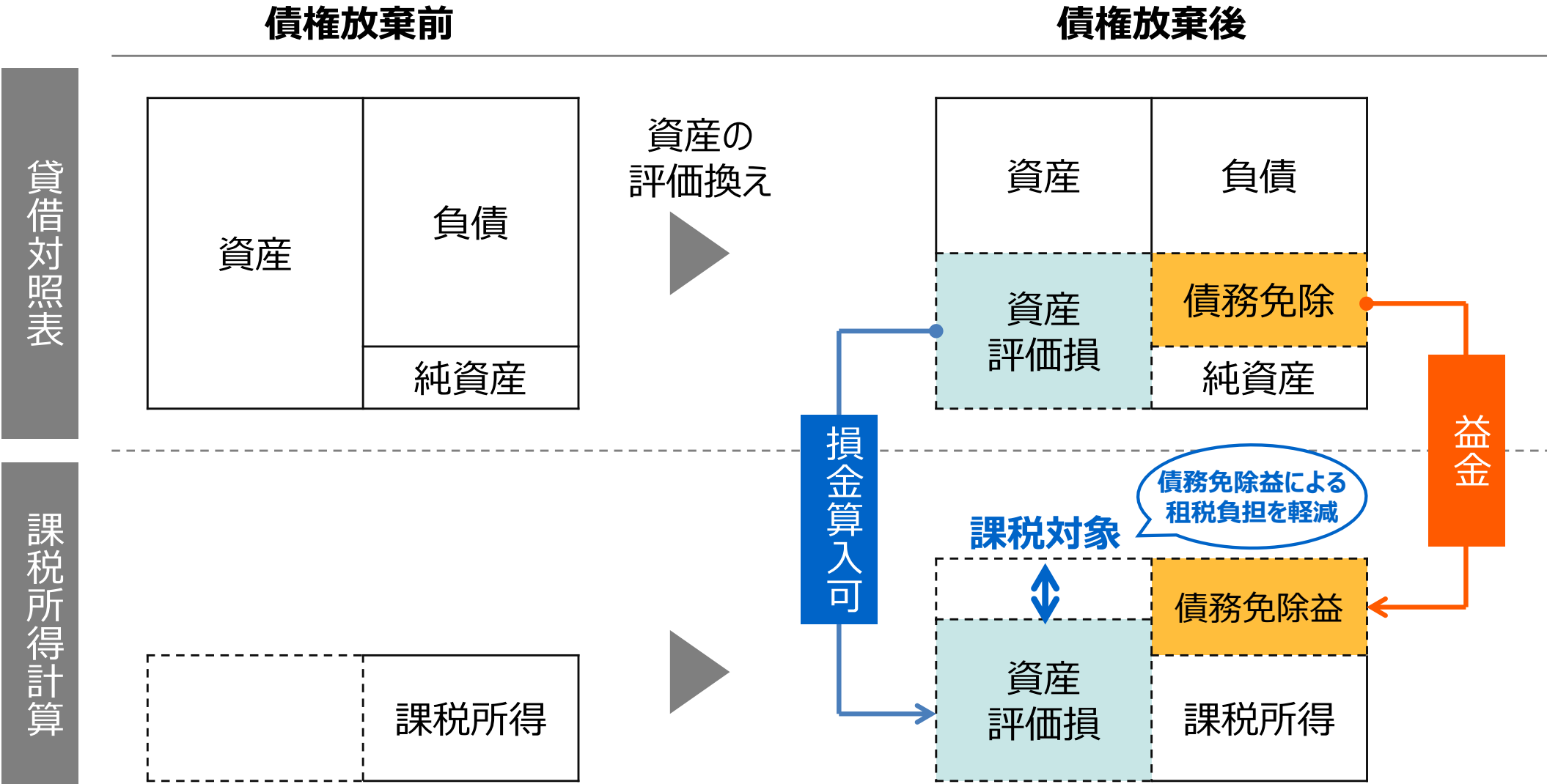
**特別事業再編計画に基づく再編行為では、
登録免許税率を一般の事業再編計画よりも軽減**

措置の適用対象行為		通常の税率	事業再編税率	特別事業再編税率
合併時の増資の登記		0.15%	0.1%	0.1%
(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.15%
分割時の増資の登記		0.7%	0.5%	0.3%
譲受時の登記	不動産	2.0%	1.6%	1.2%
	船舶	2.8%	2.3%	1.8%
合併時の登記	不動産	0.4%	0.2%	0.1%
	船舶	0.4%	0.3%	0.2%
分割時の登記	不動産	2.0%	0.4%	0.1%
	船舶	2.8%	2.3%	1.8%

※1:特別事業再編計画の認定を受け、かつ産競法第46条の2に基づく主務大臣の確認を受けた特定中堅企業者に限る

税制③ 債権放棄時の資産評価損の損金算入

❑ 債権放棄を含む特別事業再編計画の認定を受けた事業者は**資産の評価換えの際に、資産評価損の損金算入が可能に**



※この解釈については、平成15年4月9日付け照会文書に対して国税庁から回答済。債権放棄を含む計画 Q&AQ6-(1)参照。13

(参考) 債権放棄を含む計画について

債権放棄を受ける予定の企業であっても、計画が前向きな事業改革を前提とした特別事業再編である限り、支援の対象としている。ただし、債権放棄を含む計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、通常の認定手続に比べて、追加の書類提出や手続が必要となる。

□ 申請時の追加書類

- ・ 資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書（※1）
- ・ 債権者との間での債権放棄についての合意を証する書類
- ・ 減資など、株主責任の明確化を図ることを表明する書面
- ・ 再建計画に対する専門家の調査報告書

□ 認定後の必要書類

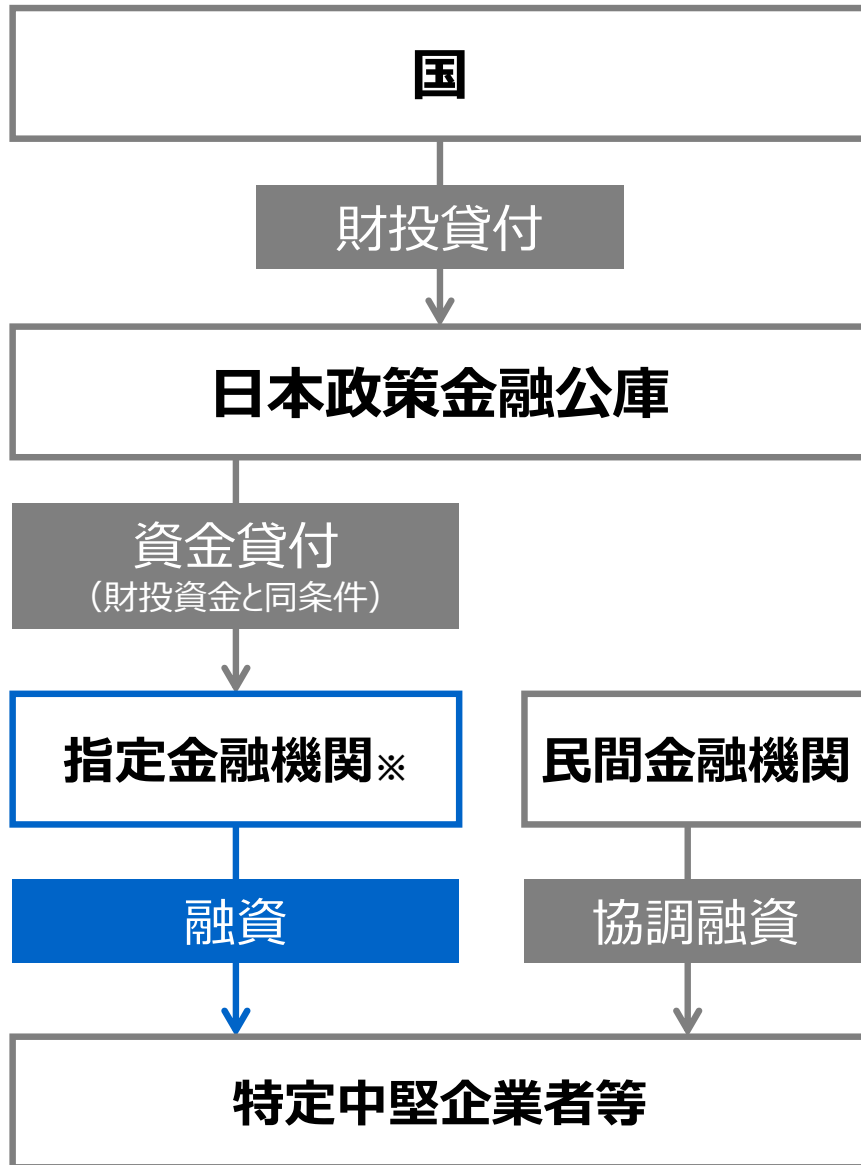
- ① 債権放棄の合意日から4ヶ月以内に提出が必要な書類
 - ・ 合意日から1ヶ月以内に仮決算を行った後の財産目録
 - ・ 資産の評価換えを反映した貸借対照表と損益計算書
- ② 認定後の実施状況報告時の追加書類
 - ・ 公認会計士又は監査法人の監査を受けた貸借対照表と損益計算書(年度のみ)（※2）
 - ・ 四半期ごとに売上の推移表と有利子負債残高の推移表

（※1）日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会研究報告第27号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法における事業再構築計画及び経営資源再活用計画の認定申請書に添付する「資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書」に係る研究報告」を御参照ください。

（※2）日本公認会計士協会公表の監査・保証実務委員会実務指針第89号「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく会計監査に係る監査上の取扱い」を御参照ください。

金融支援① 指定金融機関による長期・低利の大規模融資（ツーステップローン）

- 中堅企業者等が特別事業再編計画の認定を受けた場合、認定計画の実行に必要な資金を融資。



- 融資期間
5年以上

- 事業規模
50億円以上

- 資金使途
認定計画の実行に必要な資金

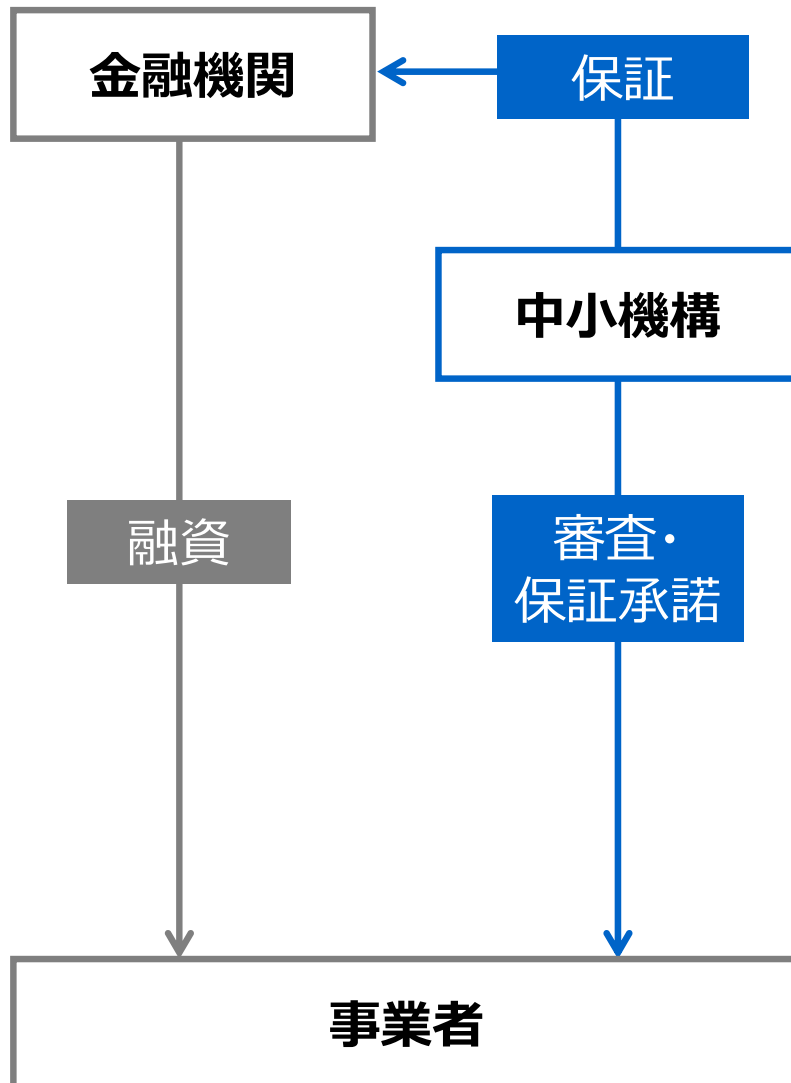
※現行制度では、資金使途が合併等の取組に限定されていたところ、特定中堅企業者等による認定計画の実施の場合、認定計画の内容全般に資金使途（M&Aに係る費用のほか、M&A後に行う設備投資、商品・サービス開発、販路開拓（マーケティング、広告宣伝等）、経営人材の確保等に係る費用）を拡充

- その他
指定金融機関による審査が必要

※現行制度においては、株式会社日本政策投資銀行を指定

金融支援② 中小企業基盤整備機構による債務保証

- 再編計画に従って、計画実行段階における資金調達を支援



- 保証限度額

25億円

- 保証割合

50%

- 資金使途・保証期間

設備資金：10年以内

運転資金：5年以内

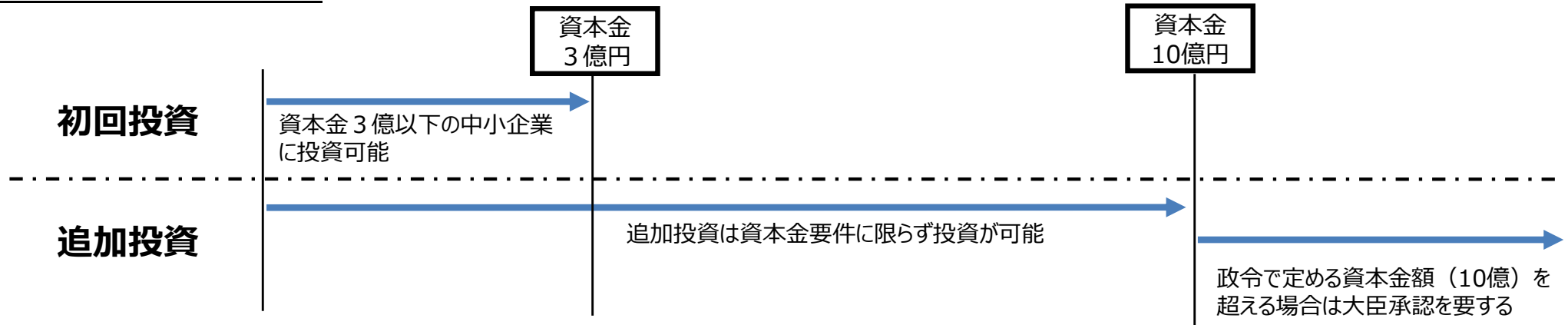
(参考) 保証条件

項目	内容
対象事業者	特別事業再編に関する計画の認定を受けた事業者等であって、信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの
保証限度	25億円
保証割合	借入の元本の50%
保証期間	設備資金：10年以内、運転資金：5年以内 (必要に応じて3年以内で措置期間設定可能)
保証料	年0.3%（無担保払いの場合は年0.4%）・1年毎前払い
資金使途	設備資金、運転資金（認定計画で認められた使途）
担保	原則として微求。運転資金の場合は、状況に応じて無担保での取扱いあり (保証金額の50%以上の担保で有担保として取扱い)
保証人	原則として代表者の個人補償を微求。貸付金融機関が微求していない場合は免除可能。 なお、経営者保証に関するガイドラインの趣旨を尊重し、対応。

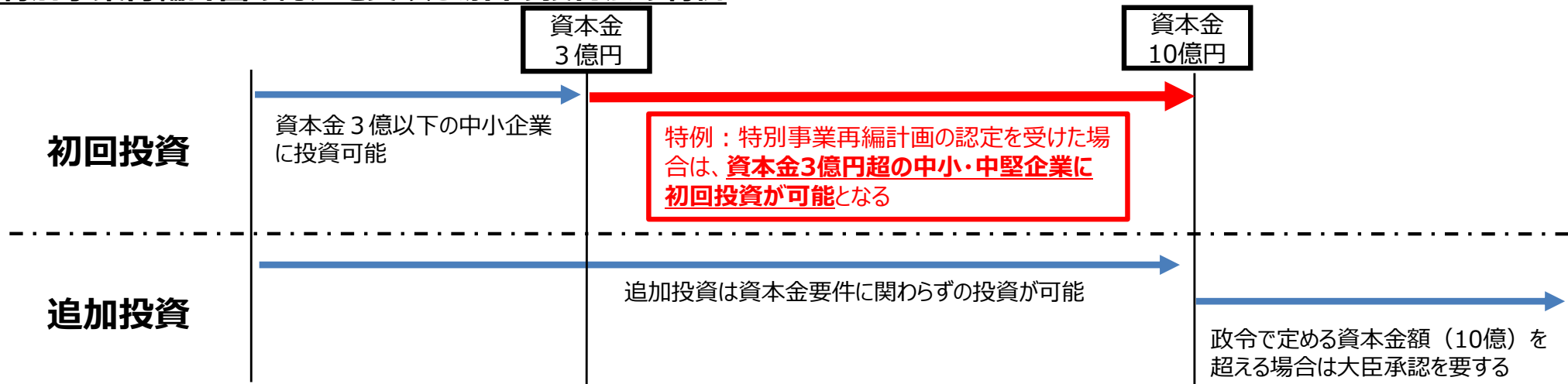
中小企業投資育成株式会社法（投育法）の特例について

- 投資育成は、**資本金 3 億円以下の中小企業**（従業員要件は無）に**投資を実行**できることとされている（資本金要件は、投育の初回投資時で判断）。
- 特別事業再編計画の認定を受けた場合、**投育法の特例により資本金 3 億円超の中堅・中小企業**への投資も可能とする。

○投育法上の業務の範囲



○特別事業再編計画の認定を受けた場合の投育法の特例



日本政策金融公庫における「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。事業承継の準備から、事業承継の実施（M&A等）や事業承継後の設備投資等、幅広い資金需要に対応。
- 経済対策を踏まえて、中小企業におけるグループ化を支援するために「特別事業再編計画」の取組への**特別利率③の適用**（中小企業事業（※1）のみが対象）による支援拡充を実施（2025年3月～）

➤ 認定された特別事業再編計画に基づく設備投資等に必要な資金について、融資を受けることができます。

☐ 対象事業者

認定特別事業再編事業者等であって、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号にいう中小企業者に該当する者

☐ 貸付対象（中小企業事業のみが対象）

- 安定的な経営権の確保等により、**事業の承継・集約を行う方及び当該事業者から事業を承継・集約される方**
- 事業の承継・集約を契機に、認定された計画の期間内において**新たに第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る者、新たな取組を図る者又はPMIの取組を図る者**

☐ 貸付限度額

14.4億円

☐ 貸付金利

基準利率。ただし、**特別事業再編計画を実施するために必要な資金について、8億円を限度として特別利率③（※2）**

☐ 貸付期間

設備投資：20年以内（うち据置期間5年以内）、**長期運転資金：10年以内**（うち据置期間5年以内）

（※1）日本政策金融公庫の業務における「中小企業事業」のみが対象。

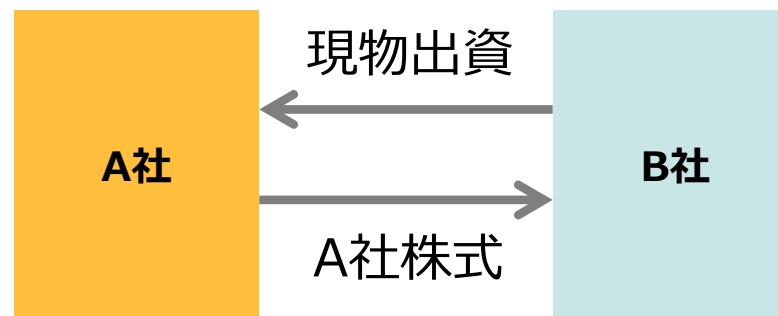
（※2）特別利率の詳細については、[日本政策金融公庫のHP](#)をご参照ください。

会社法① 現物出資等の円滑化

- 会社法上、会社設立時や新株発行時の現物出資等に検査役調査が必要だが、特例措置では**検査役調査が不要**に

スキーム

【特例の対象】設立時の現物出資・財産引受け、新株発行時・新株予約権行使時の現物出資



会社法

検査役調査が必要

特例措置

検査役調査が不要

※現物出資：金銭以外の財産を出資の目的とすること

※財産引受け：発起人が設立中の会社のために、第三者との間で、会社の成立を停止条件として特定の財産を譲り受ける旨を約する契約

※検査役調査：裁判所が選任する検査役が、現物出資財産の価額を調査して、その結果を裁判所に報告する手続

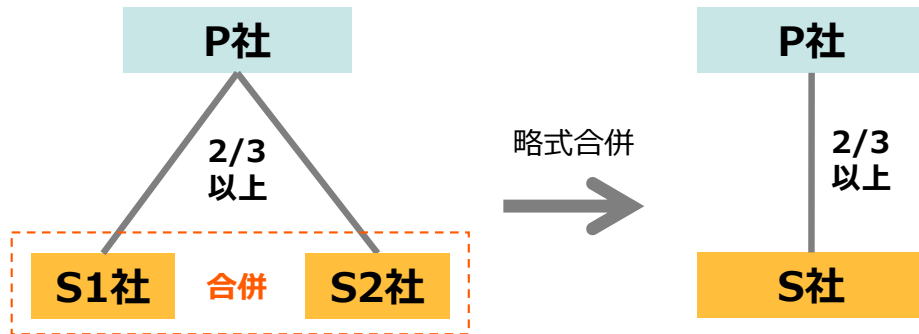
会社法② 略式組織再編とキャッシュ・アウトの円滑化

- 会社法上、略式組織再編・株式等売渡請求等に9/10以上の議決権保有が必要だが、特例措置では**2/3以上に引き下げ**

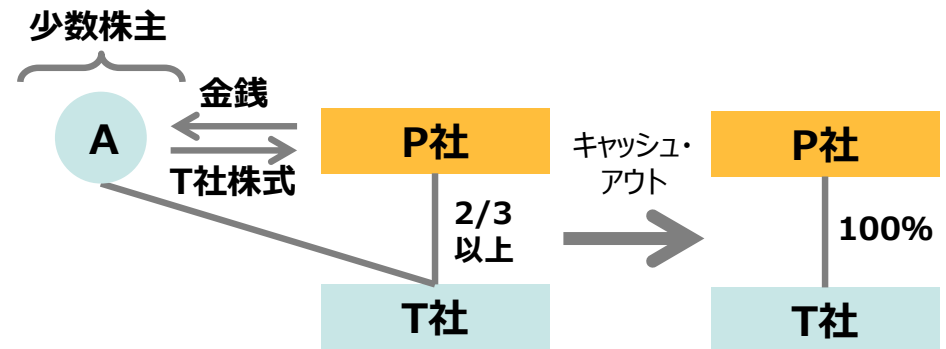
スキーム

【特例の対象】事業譲渡・譲受け・合併・会社分割・株式交換の略式手続、または株式等売渡請求

略式組織再編



キャッシュ・アウト



会社法上の必要議決権

9/10以上

特例による必要議決権

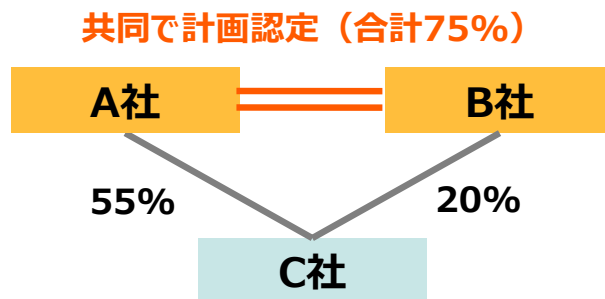
2/3以上

- ※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度
- ※株式等売渡請求制度：対象会社の株主総会特別決議を要することなく、機動的にキャッシュ・アウトを行うことを可能とする制度
- ※キャッシュ・アウト：支配株主が、少数株主の保有する株式の全部を、少数株主の個別の承諾を得ることなく、金銭を対価として取得すること
- ※完全子会社化（100%化）は、一体的なグループ経営等による企業価値向上のために有効な方策
その実施手段として、機動的なキャッシュ・アウトのために平成26年会社法改正により株式等売渡請求制度が創設

(参考) 組織再編の円滑化 略式組織再編

- 共同認定の際に複数事業者が保有する議決権を合算し合計で2/3以上であれば、略式組織再編の特例を適用可能

スキーム



現行法上
支援
対象外

改正で
支援
対象へ

平成30年改正前

単独で2/3以上の
議決権保有が必要

改正後の特例要件

合計で2/3以上の
議決権保有が必要

※略式組織再編：合併などの組織再編を行う場合において、一方の会社が他方の会社の議決権の90%を保有する場合、他方の会社の株主総会特別決議を省略できる制度。

現行強化法では、議決権保有要件を90%→3分の2に引き下げる会社法特例を措置。

※複数事業者の完全子会社が保有する議決権も合算可能

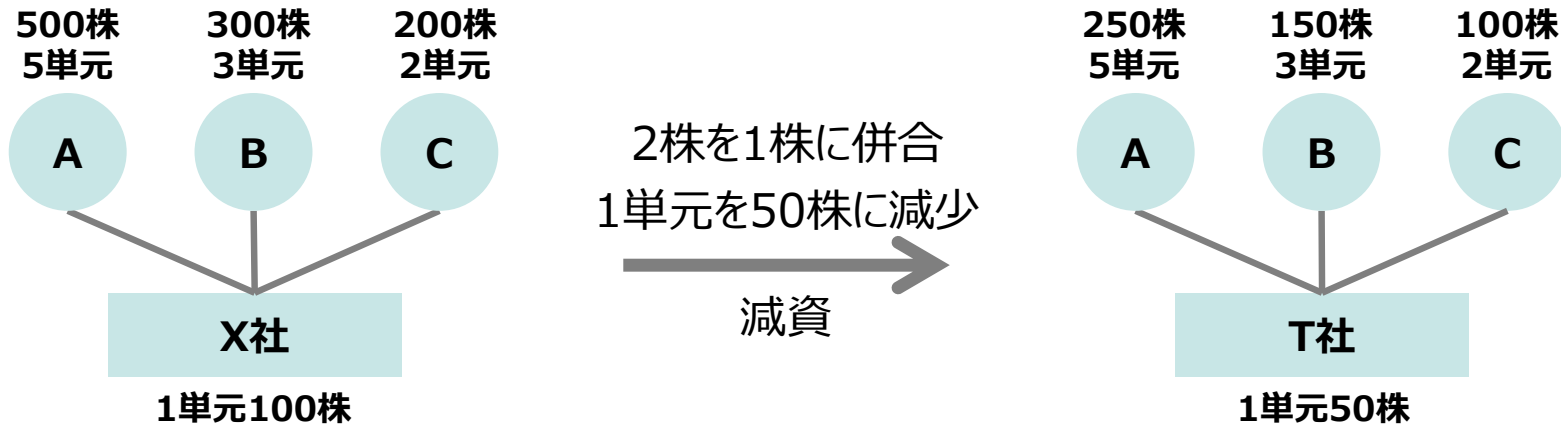
※共同認定を受けた複数の事業者のうち、1社が対象会社を関係事業者としていなければならない

会社法③ 株式併合の円滑化

- 会社法上、株式併合時に株主総会特別決議が必要だが、特例措置では**一定の要件に該当するものについて、株主総会特別決議が不要に**

スキーム

【特例の対象】株式併合。減資と同時かつ既存株主に影響が少ないもの（一定の要件）。



会社法

**株主総会
特別決議が必要**

特例措置

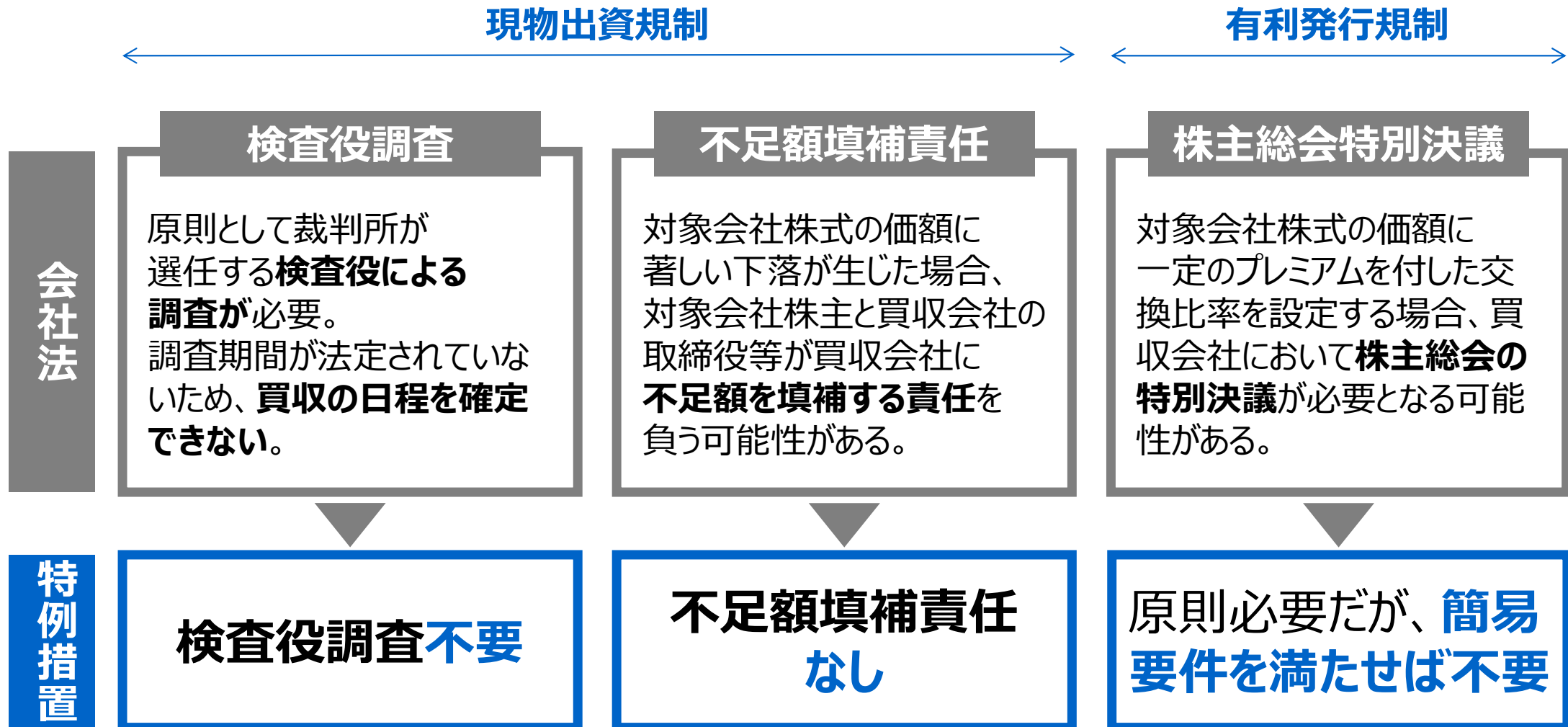
**株主総会
特別決議が不要**

※減資：資本金、資本準備金又は利益準備金の額の減少

※既存株主に影響が少ないもの：株式の併合と同時に一単元の株式の数を減少又は廃止することにより、各株主が保有する単元数が減少しない場合

会社法④ 株式を対価とするM&Aの円滑化

- 会社法上、株式対価M&Aの際に現物出資規制等が適用されるが、特例措置では、現物出資規制等が不適用となる



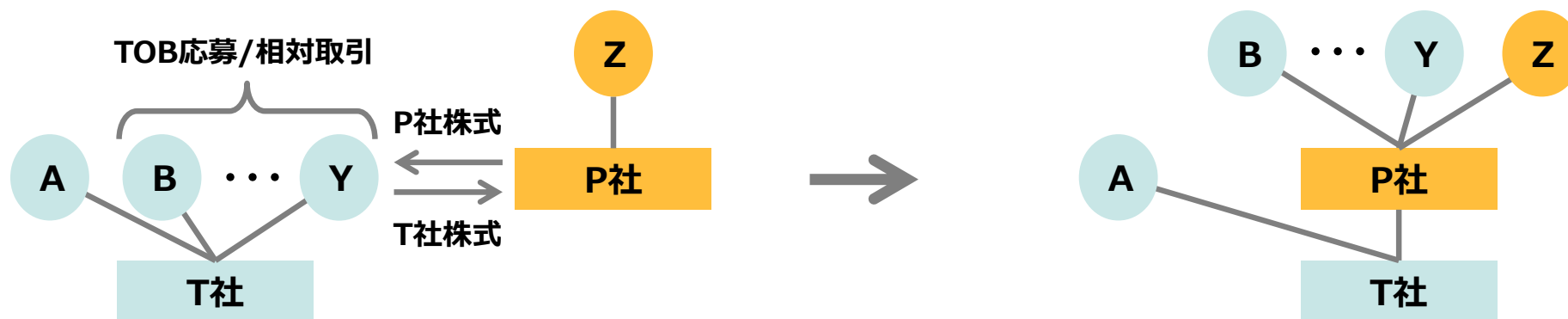
※簡易要件：対象会社の株主に交付する買収会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額が買収会社の純資産額の5分の1を超えないこと
※株式と金銭を混ぜて買収対価とする買収の場合にも適用可能

(参考) 株式を対価とするM&Aの円滑化

- 改正後の会社法特例の対象はTOB（公開買付け）による子会社化に限定されず、**特例の対象が大幅に拡大**

スキーム

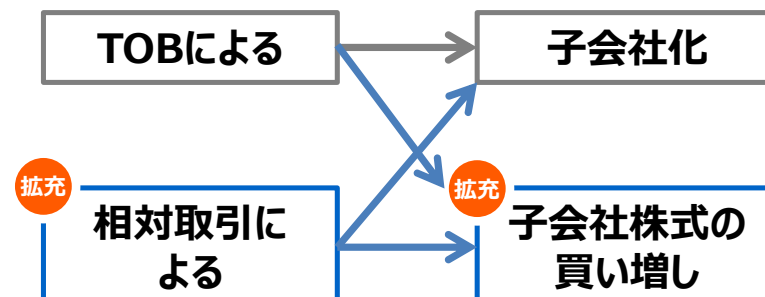
【特例の対象】株式を対価とするM&A（株式の取得）



平成30年改正前

TOBによる子会社化

改正後の特例対象

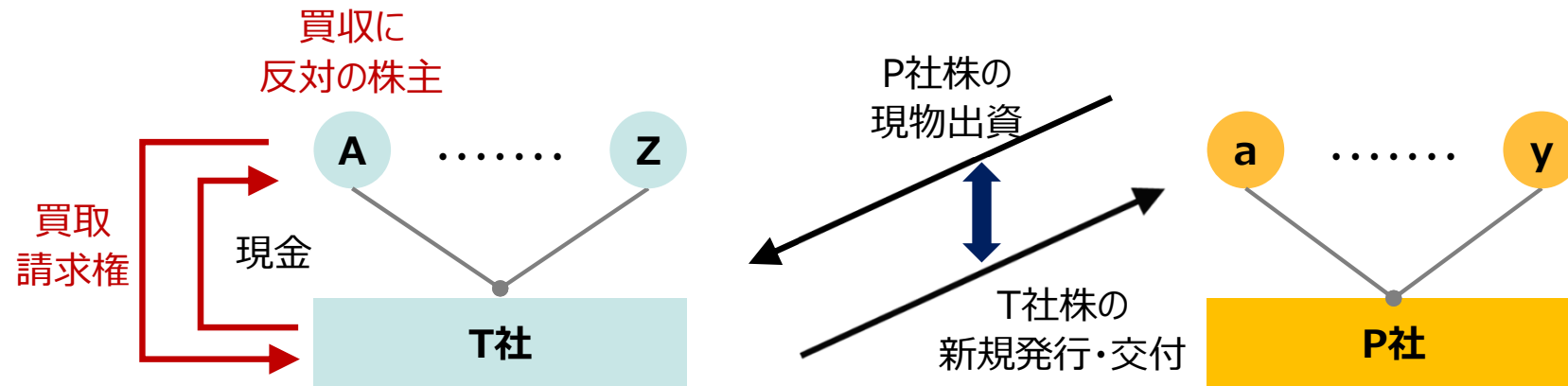


(参考) 株式を対価とするM&Aの円滑化

- ❑ 反対する株主は事業者に対して株式の買取りを請求することが可能だが、改正後は**事業者が上場会社である場合に限り買取請求権の適用を除外**

スキーム

【特例の対象】株式を対価とするM&A（株式の取得）



これまでの特例措置

**反対株主に株式
買取請求権を付与**

改正後の特例措置

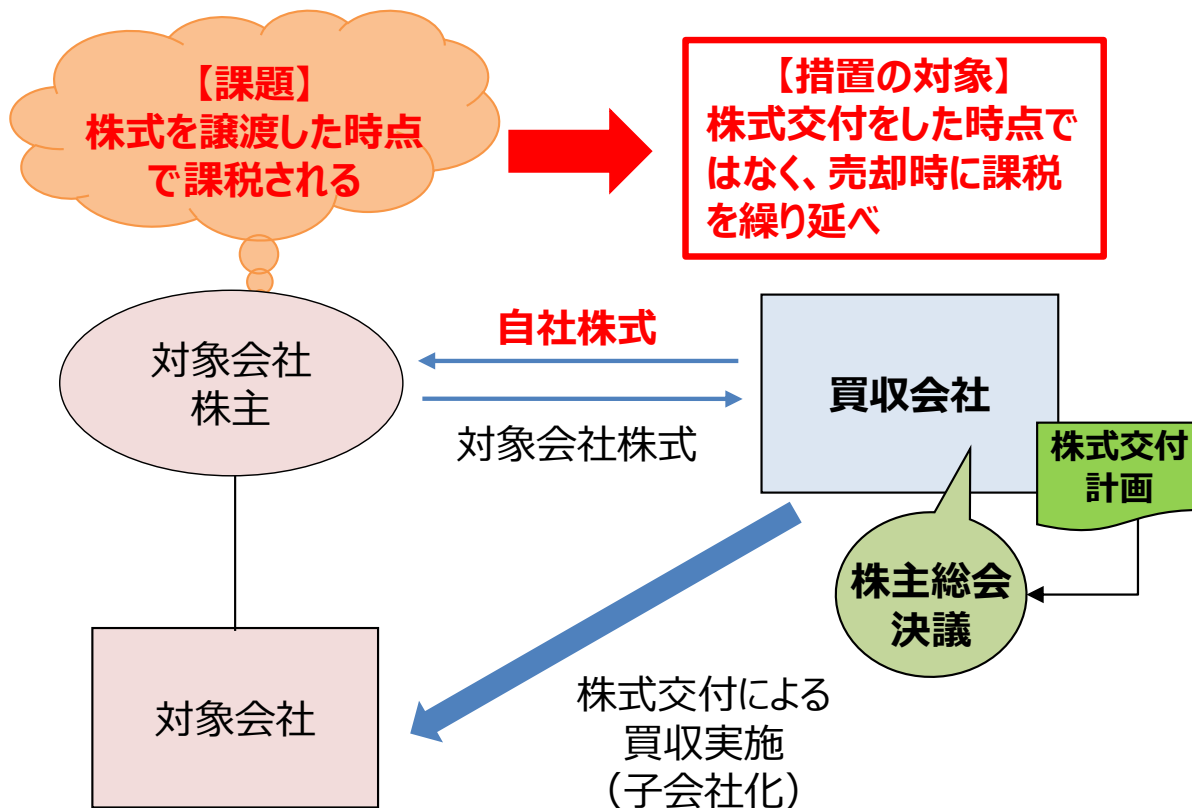
**上場会社に限って適
用除外とする**

(参考) 自社株式等に対価とするM&Aの円滑化のための税制措置

- ❑ 会社法改正で創設された株式交付制度を用い、買収会社が自社の株式を買収対価としてM&Aを行う際の対象会社株主の株式譲渡益の課税を繰り延べる（株の売却時に課税）。
- ❑ 実効的な制度とするため、事前認定を不要とし、現金を対価の一部に用いるものも対象とする（総額の20%まで）とともに、恒久的な制度として創設。

改正概要

【期限の定めなし】



措置のポイント

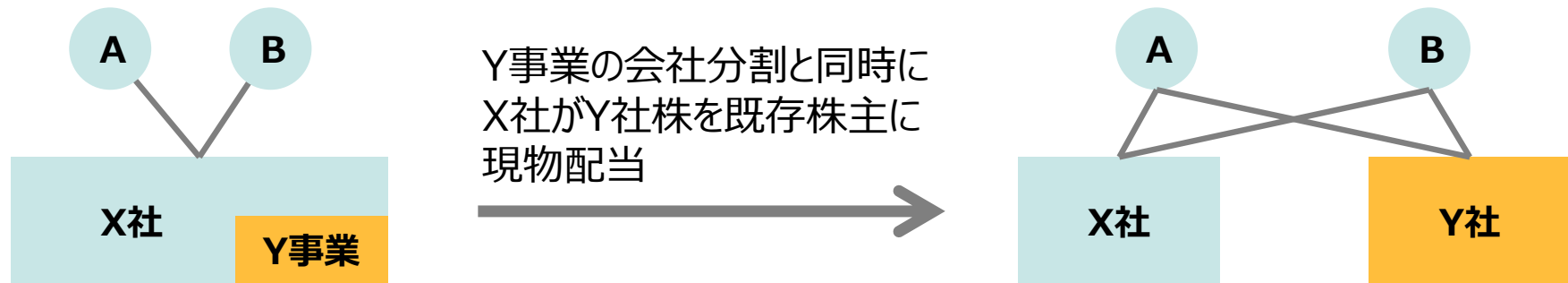
- ① 事前認定不要
- ② 恒久的な措置
- ③ 現金を対価の一部に用いることも可能（総額の20%以下まで）

会社法⑤ スピンオフの円滑化

- 会社法上、スピンオフでは現物配当するために株主総会特別決議が必要だが、特例措置では、**実施手続の簡略化が可能**

スキーム

【特例の対象】スピンオフするための現物配当



会社法上の必要決議

株主総会特別決議

特例による必要決議

**取締役会決議又は
株主総会普通決議**

※スピンオフ：特定の事業部門や子会社を切り出して資本関係の無い別会社とし、経営を独立させる取組。

切り出された事業部門が、迅速・柔軟な意思決定や独自の資金調達をできるようになることなどにより、企業価値向上の実現が期待される。

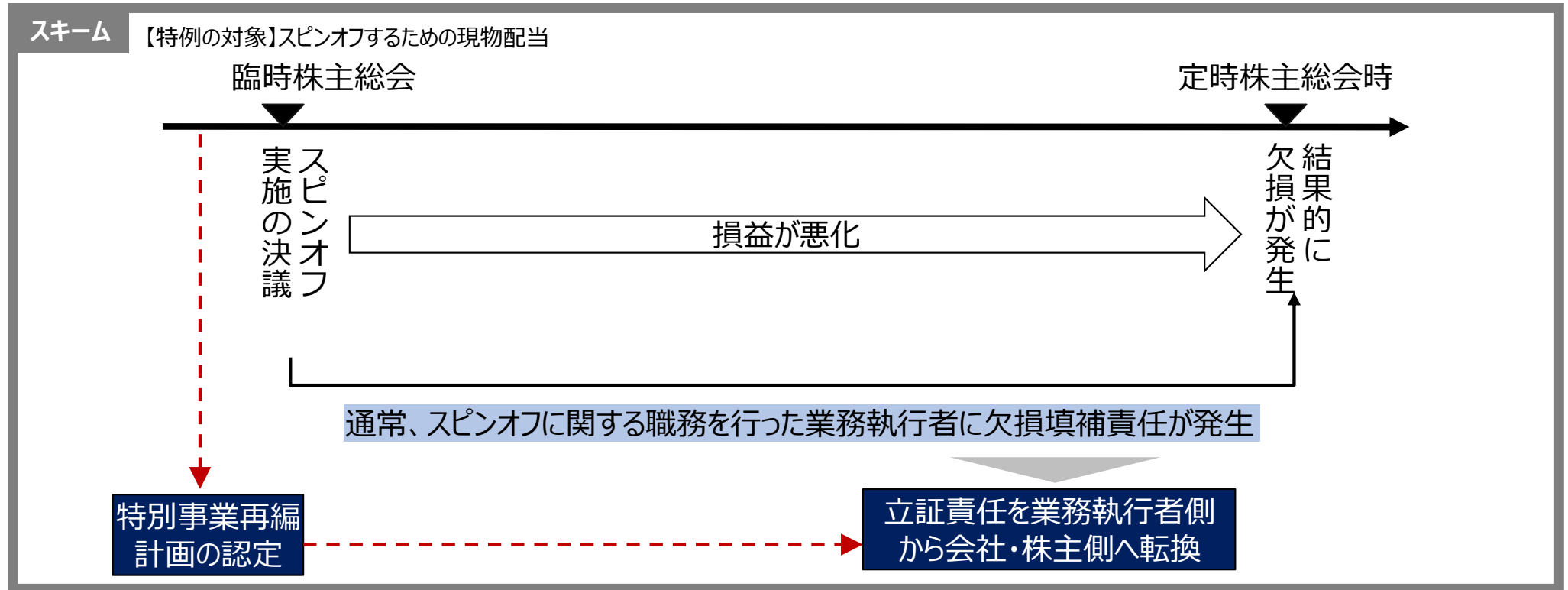
※必要な決議：金銭配当を取締役会で随時決定できる会社は取締役会決議、その他の会社は株主総会普通決議。なお、会社分割に関する決議は別途必要

※平成29年度税制改正により、一定の条件を満たすスピンオフについて、スピンオフを行う会社への譲渡損益や株主への配当についての課税繰延べを措置

※なお、スピンオフされた会社の株式が遅滞なく上場予定であることを要件とする。

(参考) スピンオフの円滑化

- 会社法上、スピンオフを実施した取締役等は欠損填補責任を負うが、改正後は**悪意・重過失があった場合に限り同責任を負うこととする**



会社法

悪意・重過失に限らず
欠損填補責任を負う



特例措置

悪意・重過失の場合に限って
欠損填補責任を負う

(参考) スピノフ実施の円滑化に向けた税制支援

- スピノフの準備段階や実行段階において、**移転資産(株式)**に対する譲渡損益や**株主に対するみなし配当(配当)**についての課税を繰延べ

平成30年度
改正

準備段階

平成29年度
改正

実行段階

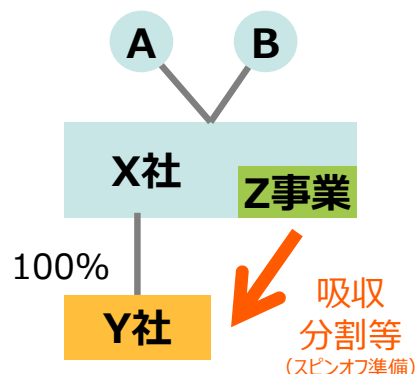
①**特定の事業**を
スピノフする場合
(分割型分割)

なし

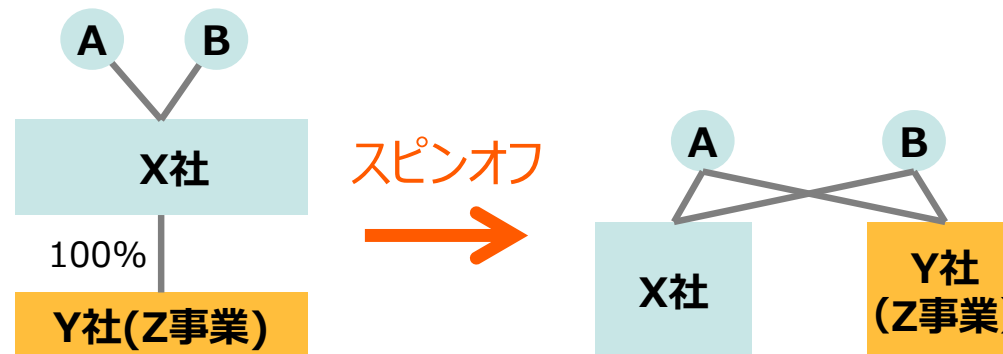


- ✓ Y社への移転資産に対する譲渡損益課税を繰延べ
- ✓ 株主に対するみなし配当課税を繰延べ

②**完全子法人**を
スピノフする場合
(株式分配)



- ✓ Y社への移転資産に対する譲渡損益課税を繰延べ



- ✓ Y社株式に対する譲渡損益課税を繰延べ
- ✓ 株主に対する配当課税を繰延べ

※課税繰延べにあたっては、適格要件を満たすことが必要 30

(参考) スピンオフが適格組織再編に該当するための要件概要

適格分割型分割の要件

※単独新設分割かつ以下の要件を満たすことが必要

要件	内容
非支配要件	分割法人が分割の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ、分割承継法人が分割後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	分割により分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式の全てが分割法人の株主に交付されるもので、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式のみが交付されること
主要資産等移転要件	分割事業に係る主要な資産・負債が分割承継法人に移転すること
従業者引継要件	分割事業に係る80%以上の従業者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれること
事業継続要件	分割事業が分割承継法人において分割後も引き続き行われることが見込まれること
役員引継要件	分割法人の役員又は分割事業に従事している重要な使用人のいずれかが分割承継法人の特定役員となることが見込まれること

適格株式分配の要件

要件	内容
非支配要件	現物分配法人が分配の直前に他の者による支配関係がない法人であり、かつ完全子法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと
株式のみ按分交付要件	完全子法人株式の全てが移転するもので、分配法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみが交付されること
従業者継続要件	80%以上の従業者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれること
事業継続要件	完全子法人の主要な事業が完全子法人において、株式分配後も引き続き行われることが見込まれること
役員継続要件	特定役員の全てが株式分配に伴い退任するものでないこと

(参考) 『「スピノフ」の活用に関する手引』の策定

□ スピノフの活用を促すため、経済産業省では2024年5月に『「スピノフ」の活用に関する手引』を改訂・公表

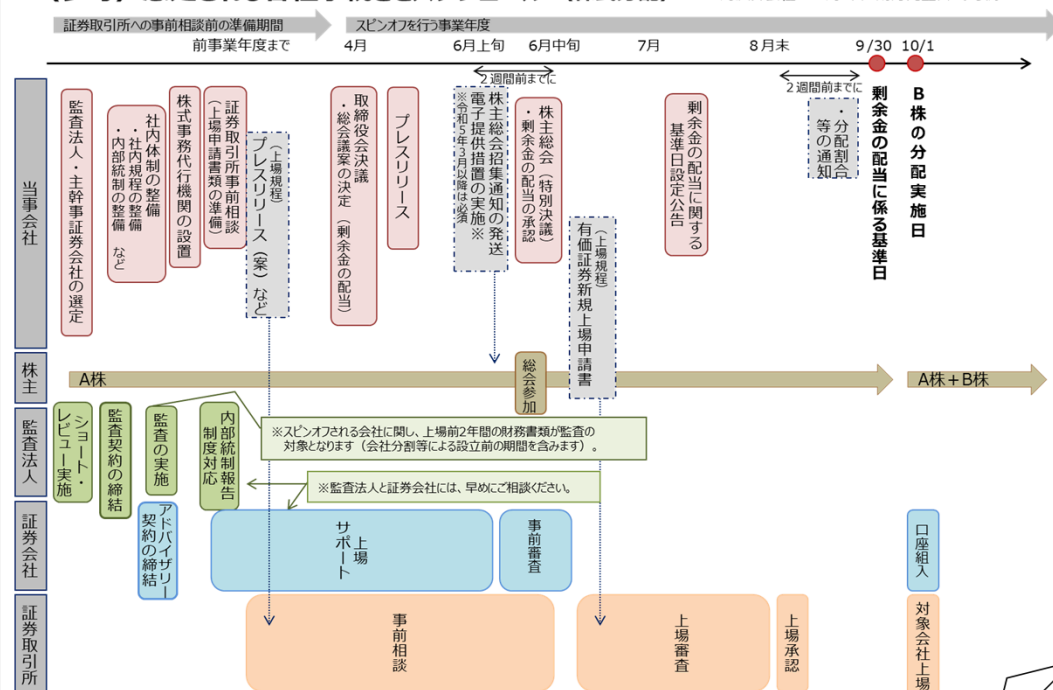
- スピノフの実施事例は日本にほとんどなく、関連法令等との関係で実際にどう進めればよいか明確となっていない点が実務上の課題
- これに対応するため、想定スケジュールを示すとともに、会社法、金商法、会計など、税制以外の制度についても、実務的な視点からQ & A形式で解説

目次

1. スピノフについて	 P2
2. スピノフに関する税制措置の概要	 P10
3. Q & A	 P17
【一般的なQ&A】	 P21
【上場に関するQ&A】	 P32
【税務に関するQ&A】	 P39
【会計に関するQ&A】	 P54
(参考1) 組織再編税制の概要	 P57
(参考2) 産業競争力強化法（スピノフに関する会社法特例）	 P64
(参考3) 産業競争力強化法（パーシャルスピノフの課税の特例）	 P69

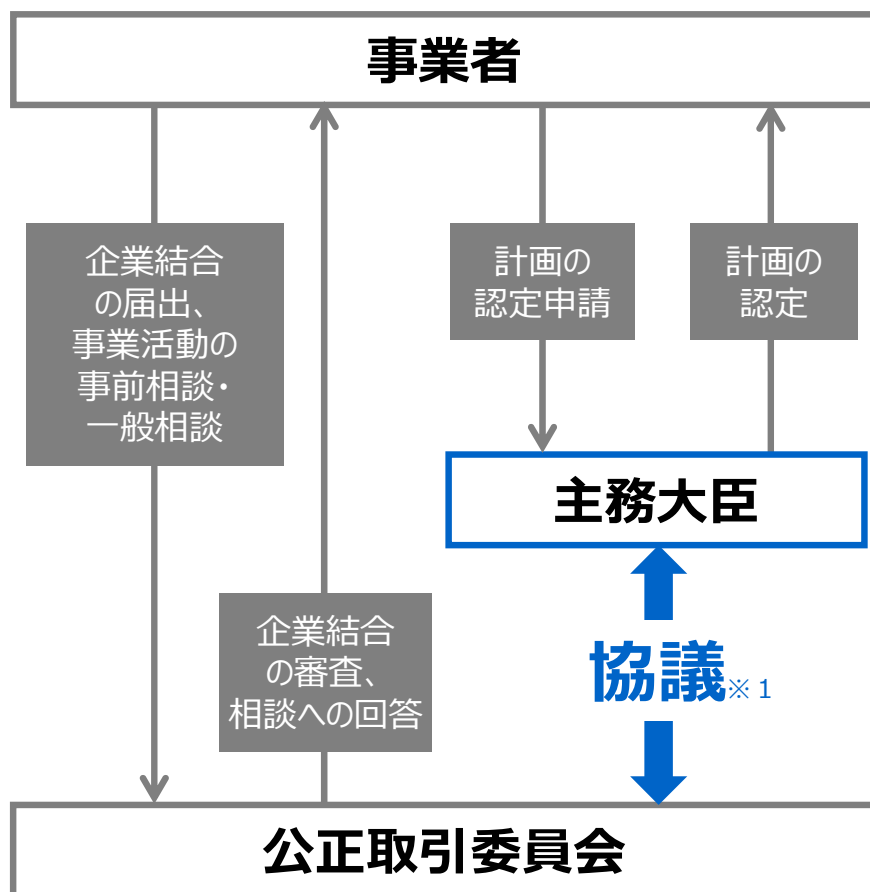
(参考) 想定される各種手続きとスケジュール（株式分配）

※3月決算会社で10月1日を効力発生日とする例



独禁法 特別事業再編関連措置に係る公正取引委員会との協議

- 認定審査中の計画に従い行おうとする特別事業再編関連措置が下記要件に該当する場合、主務大臣は、競争環境への影響等について公正取引委員会と協議※1



『協議』の要件

独占禁止法上の届出を要する場合、協議を行う。

以下の独占禁止法の各規定及び公正取引委員会の[企業結合に関するwebページ](#)等を参照。

強化法施行令 12条1号

- 株式取得 …………… 独占禁止法第10条第2項
- 合併 …………… 同法第15条第2項
- 共同新設分割 …………… 同法第15条の2第2項
- 吸収分割 …………… 同法第15条の2第3項
- 共同株式移転 …………… 同法第15条の3第2項
- 事業の譲受け等 …………… 同法第16条第2項

強化法施行令 12条2号

独占禁止法上の届出対象ではないものの、二以上の事業者により共同して行われるものであり、一定の売上高要件※2を満たす場合には、協議を行う※3。

- 共同出資会社の設立
- 共同生産・販売・研究等の業務提携
- LLP等の組合契約 等

※1 特別事業再編計画が「適正な競争が確保」されるものであることに関し、主務大臣と公正取引委員会の判断の整合性を確保するために行うもの。【強化法25条】
公正取引委員会から特別事業再編関連措置に関して独占禁止法に抵触しない旨の回答が得られている場合、公正取引委員会が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると通常考えられないと判断する基準（公正取引委員会「[企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針](#)」参照。）に該当することが明らかである場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときは、協議が簡略化される。【事業再編の実施に関する指針 六イ】

※2 当該事業者のうち、いずれかの事業者に係る国内売上高合計額（当事者の親会社、子会社、兄弟会社等、同一の企業結合集団に属する会社の国内売上高を含む。）が200億円を超え、かつ、他のいずれかの事業者に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合。

※3 当該事業者の全てが同一の企業結合集団（独占禁止法第10条第2項参照）に属する場合を除く。

アジェンダ

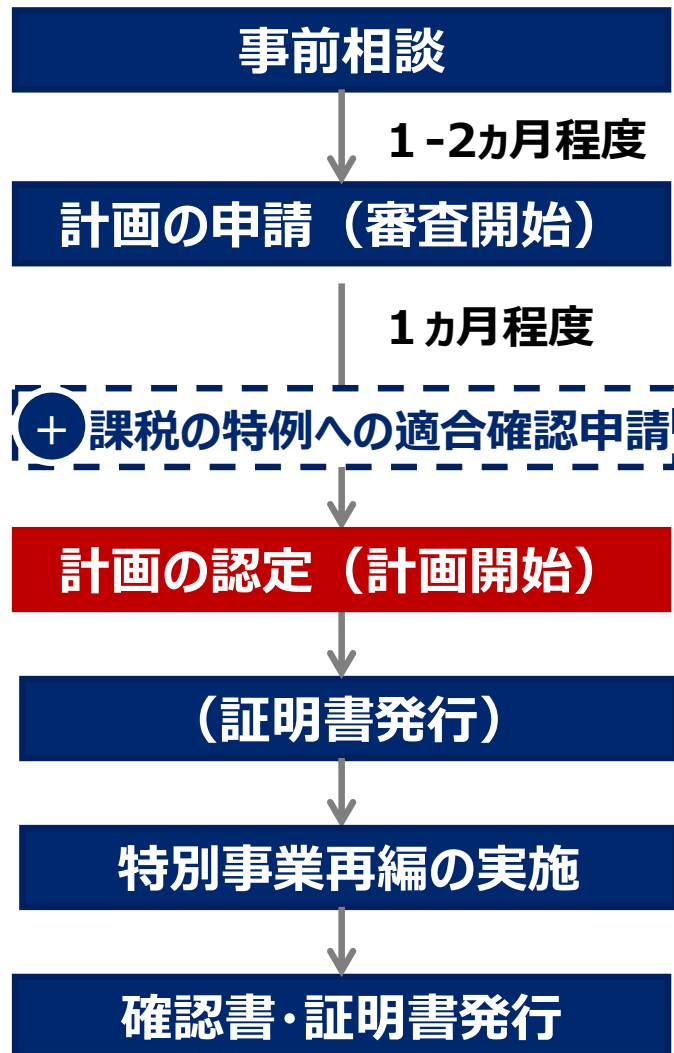
1. 特別事業再編計画について

2. 支援措置について

3. スケジュール等

申請手続きのスケジュール

- 計画の認定を希望する際、**計画の認定(計画開始)**を予定している時点から、約3カ月程度前に事業を所管している主務省庁への事前相談が必要



要件に合致するかどうかを確認。事前相談の開始から正式申請までに要する期間は**個別事業者の進捗によります**。(申請事業者が基本合意後・DD前に再編の内容を特定し、主務官庁に相談してから概ね1～2カ月程度を要します)

課税の特例(要件)への適合性の確認は、計画の審査プロセスと併せて行われます。課税の特例(要件)への適合性が確認された場合は、その旨が認定申請書又は確認書において表示されます。

＜税制措置①：登録免許税の軽減＞

税制の適用期間内に合併分割等を伴う経営資源の集約化を行った場合、登録免許税の深堀軽減を受けることが可能

※証明書発行は、認定後、登記前

＜税制措置②：中堅・中小グループ化税制(中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)＞

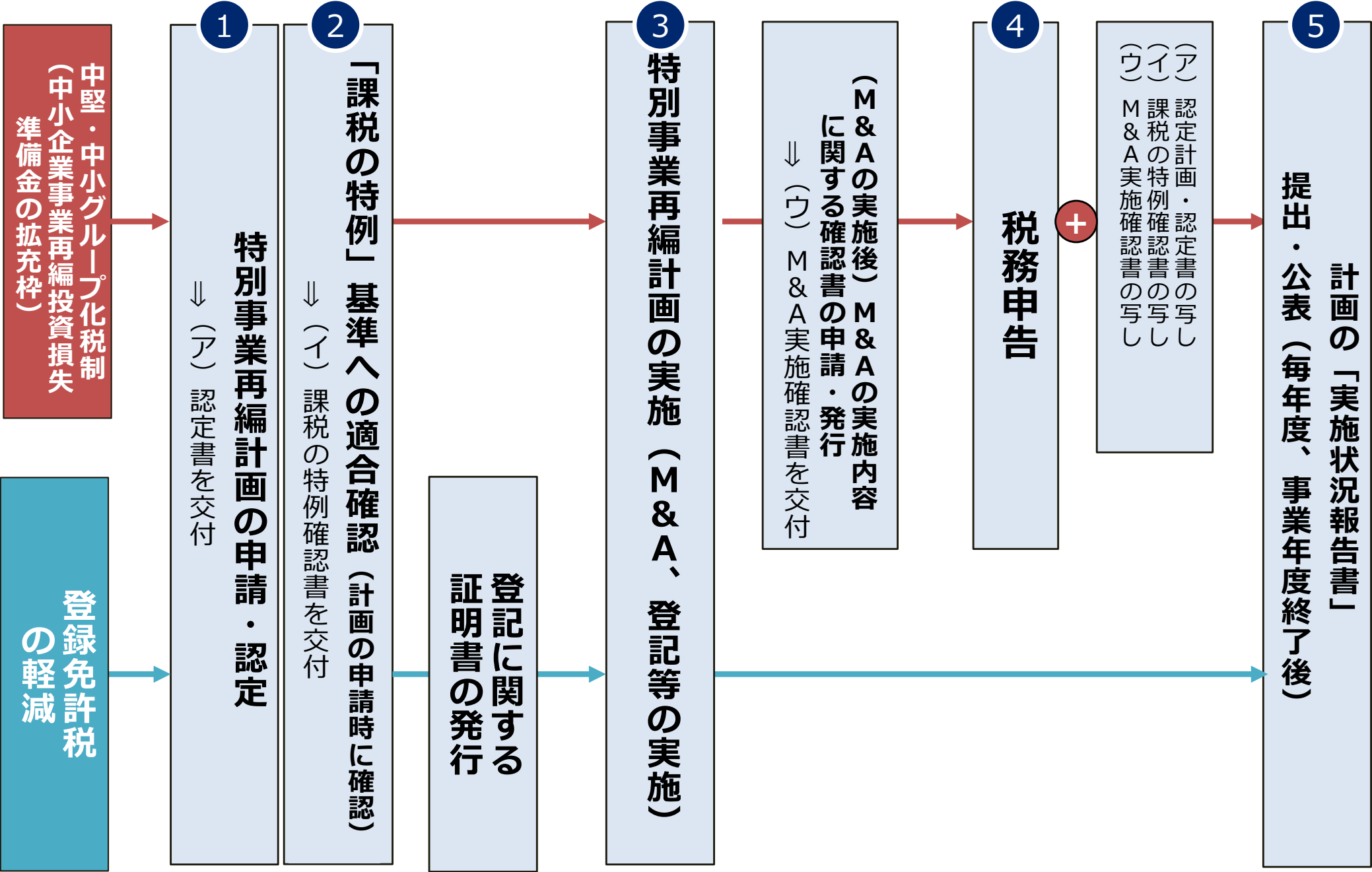
税制の適用期間内に株式取得を行った場合、取得価額として計上する金額の一定割合を準備金として積み立て、課税所得から損金算入できる

※証明書発行は、認定・M&A実施後、税務申告前となります。

※上記スケジュールはあくまで目安で、計画内容・希望する支援措置により前後します。

※公正取引委員会の協議を行う計画については、公正取引委員会との協議が必要となるため、申請から認定までの審査期間が1ヶ月を超える場合があります。

特別事業再編計画に関連する税制措置の適用を受ける際の手続フローイメージ



認定後について

認定を受けた計画は、各認定省庁のホームページ等で**特別事業再編の実施時期の開始の日までに公表**されます。公表される資料は申請書に記載された計画部分と措置の内容となりますが、企業の事実上の機密に該当する部分については、公表対象外とすることが出来ますので、ご相談ください。

☐ 計画の実施状況の報告

計画期間中の毎事業年度、計画の実施状況について、所定の様式に従って報告いただきます。報告書の提出時期は原則、認定企業の**事業年度終了後3ヶ月以内**となります。

なお、事業年度の途中であったとしても、計画の実施に影響する事実が生じた、もしくは生じる恐れがある場合は、ただちに認定省庁にご相談ください。

☐ 計画の変更

実施中に計画を大きく変更する場合には、変更申請を行い、その認定を受ける必要があります。例えば、生産性向上の目標値の大幅な変更や、新たにM&Aを追加で行う場合等が対象となります。

計画変更の際の認定基準は、**当初の申請時と同じ基準が適用**され、また、**変更認定の後に公表**される点も同様です。

☐ 計画の終了

計画の実施期間が終了すれば、その結果を報告いただき、概要を公表します。

問合せ先

□ 計画認定の各省庁窓口

計画認定は、事業を所管している省庁が行いますので、計画の対象となる事業を所管している省庁にご相談ください。

複数の省庁にまたがった事業を行っている事業者は、作成した計画における前向きな取り組みの主な事業を所管している省庁に、まずご相談ください。

省庁	主な担当業種	担当課室	電話番号
経済産業省	製造業、流通・小売業	地方経済産業局 地域経済部	次ページ参照
金融庁	金融機関	総合政策局 総合政策課	03-3506-6000
警察庁	警備業	生活安全局 生活安全企画課	03-3581-0141
総務省	通信・放送業	情報流通行政局 地域通信振興課	03-5253-5857
財務省	たばこ事業、塩事業	理財局 総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
	酒類業	国税庁 課税部 酒税課	03-3581-4161
厚生労働省	医薬品製造業	医政局 医薬産業振興・医療情報企画課	03-5253-1111
農林水産省	食品産業	大臣官房新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課	03-3502-8111
国土交通省	運輸業	総合政策局 交通産業室	03-5253-8111
	建設業	不動産・建設経済局 建設振興課	
環境省	廃棄物処理業	再生循環局 廃棄物規制課	03-3581-3351
国税庁	酒類業	酒税課 酒類業振興・輸出促進室	03-3581-4161

問合せ先

□ 経済産業省所管業種の窓口

経済産業省所管業種に該当する方は、地方経済産業局への申請、審査になります。まずは最寄りの地方経済産業局までご相談下さい。

地方経済産業局	担当課室	電話番号	担当地域（本社所在地）
北海道経済産業局	地域経済部 地域経済課	011-709-1782	北海道
東北経済産業局	地域経済部 地域経済課	022-221-4876	青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
関東経済産業局	地域経済部 地域企業支援室	048-600-0257	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡、山梨
中部経済産業局	地域経済部 地域経済課	052-951-8457	岐阜、愛知、三重、富山、石川
近畿経済産業局	地域経済部 地域経済課	06-6966-6011	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	地域経済部 地域経済課	082-224-5684	岡山、広島、山口、鳥取、島根
四国経済産業局	地域経済部 地域経済課	087-811-8513	香川、愛媛、徳島、高知
九州経済産業局	地域経済部 地域経済課	092-482-5430	福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部 企画振興課	098-866-1727	沖縄

□ 制度窓口

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

03-3501-1511（内線 2751） ※中堅企業、産競法関係

※既存の経営力向上計画の認定における準備金制度や特別事業再編計画の認定におけるグループ化税制（中小企業向け）に関する問い合わせ先

中小企業税制サポートセンター（中小企業向け） 03-6281-9821（平日9：30-12：00、13：00-17：00）

中小企業庁 事業環境部 財務課

03-3501-1511（内線 5281） ※中小企業関係